

【土木部関係：質問項目】

1. 屋外広告物の適正管理について（陳情）
2. 県地域振興公社への随意契約による業務委託について
3. 鴨池ニュータウン駐車場随契問題について
4. 住宅供給公社の経営健全化について

【質問本文】

1. 屋外広告物の適正管理について（陳情）

■ 質問（しもづる）

まず、屋外広告物の管理者というものについて伺いたいのですが、この管理者というのは、実際に何をやるものなんでしょうか。というのは、例えばこの条例、屋外広告物条例に定められている目的として、安全、そして良好な景観の保持という二点挙げられていますけれども、それに違反したときに措置命令や除却命令がやってくると思うのですが、それに対して管理者というのはどういう対応をする責任を有するのかといったところを、管理者は何をやるものなのかということを教えてください。

□ 答弁（都市計画課長）

まず、管理者の責務でございますけれども、管理者の責務は、広告主とともに屋外広告物の維持補修や管理を行い、広告物等を良好な状態に保持する義務がございます。

また、屋外広告物を掲出する際、三年ごとに行う更新の許可申請に先立ち、管理者は安全点検を行い、安全点検結果報告書を作成することとなっております。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

そうしますと、良好な状態を保つですとか更新の際の点検という話が、今、あったわけですが、その良好な状態を保ったり、しっかりとした安全が保たれているということを担保するために、例えば管理者がそれを怠った場合には、何かその怠った管理者を担保する規定って何かあるんですか。

□ 答弁（都市計画課長）

管理者の責務を怠った場合のことでございますけれども、市町村のほうに権限移譲しているわけですが、市町村のほうからの措置命令とか除却命令等の措置ができるようになってございます。

■ 質問（しもづる）

そうすると、最終的には措置命令ですとか除却命令のほうに行こうかと思いますが、違反もしくはそれを放置した広告物を措置命令、除却命令に従って対応をとったり除却するという責務は、この管理者が主なんですか、それともこの設置者が主なのですか。

□ 答弁（都市計画課長）

広告主、それから管理者、両方で責務を負う必要があると考えます。

■ 質問（しもづる）

そうしますと、この管理者というものは、例えば措置命令、除却命令があつて、それでも最悪の場合設置者が対応しないと。そうこうしているうちに景観も乱すし、道に落ちそうになるとか安全面も乱す場合には、代執行等になろうかと思えますけれども、その場合の費用請求というのは、今、その設置者と管理者が両方責務を負うという話をされていましたが、この代執行の際の請求先というのはどうなるんですか。

□ 答弁（都市計画課長）

違反広告物の行政代執行の件についてでございます。

この場合の求償の件についてでございますけれども、屋外広告物法に規定がございます。措置命令を行っても措置を履行しない場合等に行政が代執行でき、その費用を義務者から徴収できることになっているため、費用の徴収の相手方は措置命令を行った相手方であると考えております。

その措置命令の相手方につきましては、条例に違反した違反広告物を表示し、もしくは当該条例に違反した掲出物件を設置し、またはこれらを管理する者に対し、必要な措置命令ができることとなっております。

したがいまして、広告物を表示する者、設置する者、管理する者、いずれにも措置命令を行えば求償権は発生すると考えているところでございます。

■ 質問（しもづる）

今、管理者に関しても求償権行使の対象になり得るという答弁がありました。であれば、これは意見なんですけれども、まずは求償権交渉の対象になり得るということは、管理者のほうにも法令等をしっかりと理解して違反広告物を出さないことはもちろん、もし違反してしまつて除却まで行つたら、そういう対象になり得るんだという自覚、倫理を持って行動していかなければならないので、やはりその管理者については、法令等に基づいた高い識見と、そしてまた、求償権行使の対象になり得るという覚悟じゃないですけれども、その認識というのを持っていただける方に絞ってやっていくべきなんじゃないかなということ意見を意見として申し添えます。

■ 質問（しもづる）

改めて二点伺いたいんですが、一点は、現状として屋外広告物条例等に違反して掲出されている広告物について、その設置者、管理者がこういう屋外広告士等、建築士等の資格を有している人なのか。そ

れとも講習だけを受けている人なのか、この違反広告物の管理者が、資格持っている人、講習だけ終えた人、どれぐらいの割合なのか把握はしていますか。

□ 答弁（都市計画課長）

違反広告物自体の管理者の資格がどういう形になっているかというのは調査してございません。数字は持っていないところでございます。

■ 質問（しもづる）

そうすると違反広告物全般の話になってくると思うんですけども、ちょっとそこを伺いたいんですが、違反している広告物があったとして、それを発見して何らかの措置をとったとして、例えばそういう悪いことをやった管理者だとか設置者に対して何らかの措置というのはとれないものなんですかね、今の中で。

というのは、例えばですけども、違反広告物を掲出した人は一定期間講習を受けられないとか、先ほど資格のほうは登録の取り消しだとかいう話がありましたけれども、講習のほうにはこういう話はないんですか。

□ 答弁（都市計画課長）

講習のほうはどなたでも受講できるということになっておりまして、違反した人は受けられないとかいうことはございません。

■ 質問（しもづる）

そうすると確認なんですけれども、例えば大きさですとか無許可だとかそういうので条例の規定に違反して広告物を掲出した管理者であった人が、一たん措置命令、除却命令を受けて適正に対応した、もしくは除却に至った場合に、そういう一たん条例の規定を知っていたのか、それとも知識不足で知らなかったのかは別としても、条例違反の広告物の管理者であった人は、その違反をやったとしてもずっとほかの広告物の管理者にもなれるということなんですか。

□ 答弁（都市計画課長）

先ほどの違反に対しての措置とも絡むんですけども、そういう命令に違反した者につきまして罰金等の規定もございます。

それから、そういう措置を受けた者については、先ほど屋外広告業の登録を取り消すというようなこともございますし、そしてあと、二年間登録を取り消された業者については、二年間は屋外広告業の登録を取るということとはできないというような規定もございます。

■ 質問（しもづる）

これで、最後、確認なんですけれども、今、二年間取ることができないですとかそういう話がありましたけれども、それは屋外広告士のほうの話であって、講習のほうについては、例えば一定期間の取り消しだとかもしくは再度取ろうとする際の欠格事由だとかそういう規定はないということよろしいん

ですか。

講習のほうの話聞かせてください。

□ 答弁（都市計画課長）

講習会修了者も屋外広告士の資格を持った方もそういう屋外広告業としての違反をした方については、二年間取り消しをされます。両方とも同じでございます。

■ 質問（しもづる）

これも確認ですけれども、二年間取り消しということは、講習会修了者で二年間取り消しを受けた人は、その二年間は新規受講はできないということによろしいですね。

□ 答弁（都市計画課長）

受講はできません。

■ 質問（しもづる）

同じく調査という点で一個お願いしておきたいのですけれども、この条例には、違反したときの措置として、十四条で措置命令、十五条で許可の取り消し、十六条で除却命令等々規定されておりますけれども、実態としてこれらの違反もしくは措置命令、除却命令の対象になったものの件数並びにそれらの違反の広告物の管理者がこの屋外広告士であったのか、それとも講習の修了者であったのか、その実態の把握というのは、特にこの陳情の是非ないし資格者要件の見直しということの是非を考えられたら非常に重要であると思われまますので、こちら調査していただきたいということを要望します。これは恐らくできるはずなので、その許可の取り消しだとか措置命令、除却命令をやったときにだれに対して出すかというのがもう明確なわけですから、これもしっかりと調査してもらいたいというのが一点。

もう一点、先ほどの管理者の責任ということなんですけれども、なぜこの管理者の責任というお話をするかというと、もう県として管理者として置いている状態で何を期待しているのかということをもっと明確にしてほしいからなんです。

例えばこの許可基準、自分もざっくり目を通しましたけれども、非常に正直いろんな分野に分かれていて、素人がぱっと見で把握するのはなかなか難しいところがあります。

それで、例えば場所を貸して看板を置きたいというビルのオーナーさんとかがいて、設置はしたいけれど、細かい基準についてはわかりませんよというときに、もちろんそういう管理者とか専門知識を持った方をお願いすることになると思うんですけれども、専門知識を持っているはずの人が、実は法令を理解していなくて、措置命令、除却命令にも対象になるものを立ててしまったと。

ところが、もうオーナーさんとしては、いや、ちゃんとした人に頼んだつもりだったから、そんな措置命令、除却命令とか費用出せと言われても知らないということで逃げられた場合に、先ほどの代執行の話になるんですけれども、その場合に求償の相手というのは、管理者を考えているのかどうかということを、今、もし示せないのであれば、迅速に法令の調査をして示してもらいたいと。いずれにしても

この管理者というのに何を期待するのか、どのレベルを期待するのかということをもうちょっと明確に持っていただきたいのと、法令にのっとった広告物の管理をさせようとするのであれば、やはりその責任を持った者に対してやらせていくということをしかりと整理してもらいたいということを要望して終わります。

2. 県地域振興公社への随意契約による業務委託について

■ 質問（しもづる）

私からは三点伺いたいと思います。

まず一点目は、財団法人県地域振興公社への随意契約による業務委託について伺いたいと思います。港湾空港課のほうに伺います。

昨日は、道路維持課のほうにふれあいとゆりの道づくりの件で伺いましたけれども、港湾空港課のほうも鹿児島港の臨港道路ですとかマリンポート、そして志布志港といったところを緑地管理もしくは木の剪定について財団法人県地域振興公社へ随契で委託していると伺っておりますが、どういう事業を幾らで委託しているのかということをまず一点目にお示してください。

□ 答弁（港湾空港課長）

県地域振興公社への業務委託でございますが、現在、三件実施しているところでございます。

まず第一件目が、鹿児島港の臨港道路公園緑地管理業務ということで、鹿児島港の本港区、これは緑地等も含みます本港区、それから谷山のほうに参りまして、谷山の和田公園とか光ヶ丘公園、あるいは産業道路の一部が臨港道路となっておりますので、その臨港道路の樹木剪定等を委託しているものでございます。

これにつきましては、二十三年度の実績で参りますと、三千四十四万二千元という金額で契約を行っているところでございます。

二番目が、マリンポートかごしまの管理業務でございます。

これは、業務内容といたしましては、待合室とかトイレ等ございますので、その施設の管理、あるいは植栽等の管理、それからまだマリンポート自体が工事中でございますので、出入口のフェンスゲートの開閉でございますとか、あと安全管理等を委託しているものでございます。

これにつきましては、同じく二十三年度でございますが、三千三百七万五千元で契約を行っているところでございます。

それから三点目でございます。志布志港の港湾海岸環境美化推進業務ということで、これは志布志港内の緑地、それから臨港道路等ございますが、これの剪定等を委託しているものでございます。

これも二十三年度の金額で申し上げますと、一千七十七万円で契約を行っているところでございます。

■ 質問（しもづる）

今、三事業の中身をお示しいただきましたけれども、三事業合わせておおよそ七千万円余りという事業規模なんです、今、お話を伺っていると、除草ですとか剪定といったあたりは、民間事業者もできるところはできるんじゃないかなというふうに思いますし、また、今、議会のほうでは中小企業振興条例について取り組んでいるところですけども、やはり地域の中小企業の皆様への受注機会の拡大というのに取り組んでいかなければならないんじゃないかなと考えております。

そこで、現在、県地域振興公社へ随契で委託しているこの三つの事業について伺うのですが、民間委託の拡大に向けた取り組み、見通しについて考えを示してください。

□ 答弁（港湾空港課長）

現在三事業それぞれ地域振興公社へ業務委託を行っているわけですが、まずは鹿児島港の臨港道路と公園緑地の管理業務でございます。

これにつきましては、県民の目に触れる機会の多い、例えば本港区の緑地でございますとか、あるいは昨日も道路維持課長が御説明申し上げたとおり、例えば道路の植栽の中でも特に交通量の多い産業道路といったものにつきましては、また、地域振興公社のノウハウをおかりしないといけない部分はあるかと思っておりますけれども、それ以外の交通量の少ないもの、例えば鹿児島港で申しますと、谷山の一区、二区の、中に入ったところにつきましては、産業道路でも特に路傍植栽程度の軽易な作業等がございます。これらの作業につきましては、従来も一部民間委託を進めておりまして、鹿児島港につきましては、一昨年から民間委託を進めているところでございまして、徐々にこれにつきましては、民間の習熟度合い、あるいはその仕上がりぐあいを見ながら、その民間委託の評価を行っているところでございます。

それからマリンポートかごしま管理業務でございます。

これにつきましては、先ほど御説明申したとおり、まだ工事の真っ最中ということもありまして、単純な植栽事業ばかりでない事業をお願いしているところでございます。

現在のマリンポートかごしまの工事の進捗状況で申しますと、現在、ほぼ埋め立てが終わりまして、竣工に向けた手続を進めているところでございまして、これにつきましては、来年度の早い時期と申しますか、来年と申しましても来月、再来月ぐらいのイメージになろうかと思っておりますけれども、この時期で竣工が可能というふうに考えているところでございます。

その後につきましては、植栽管理等につきましては、鹿児島港の本港区等に準じての対応も可能かと思っておりますので、それについてはその時点でまた検討を進めたいというふうに考えております。

それから、志布志港につきましては、これにつきましては、三年間と申しますか、平成二十一年度から三年間、振興公社をお願いしているわけですが、これにつきましては、この三年間の志布志港の財源が緊急雇用対策事業を活用する形で委託をしておりました。これにつきましては、緊急雇用対策事業ということで、新規雇用の人件費が事業費の半分以上を占めないといけないというふうになりますと、なかなかそれだけの新規雇用者を集めるというのが難しい部分もございましたので、振興公社をお願いしたところでございます。

この緊急雇用対策事業につきましては、二十三年度までということで、二十四年度につきましては、また通常の維持管理費などの対応となりますので、これについても鹿児島港に準じた形で植栽のやり方について検討したいと考えているところでございます。

■ 質問（しもづる）

今、一部民間委託を進めていくという答弁もありましたけれども、やはり民間にできることは民間でということの基本を進めていただきたいということと、そして現状では地域振興公社の技術レベルが高くて、民間で受注するのが厳しいところでも年々状況は変わり得ることですので、ある時点で公社だけができることだったから、ずっとやっていくということではなくて、年々ちゃんと民間の習熟度合いを見た民間への受注機会の拡大というのに取り組んでいただきたいと要望をいたします。

3. 鴨池ニュータウン駐車場随契問題について

■ 質問（しもづる）

続きまして、鴨池ニュータウンの駐車場の件について伺いたいと思います。

昨年の九月議会からいろいろと議論にお付き合いいただきまして、長く取り組んできたことでありますが、経費の算定について見直しがあったという本会議での答弁もありましたので、そこをもう一度お示しいただけますでしょうか。

□ 答弁（住宅政策室長）

鴨池ニュータウン駐車場の賃貸料の考え方でございますが、まず、収入につきまして、これまでは直近の収入をベースにしておったわけですが、今回新たに駐車場の基本的な台数を基本とした収入額、現状、公社は区画数以上に貸している部分がございますが、区画数を基本とした収入額と、あと時間貸し駐車場の過去五年間の平均収入、これを合算した額を目安に審査をするということとしてございます。

これによりまして、ベースとなる収入額というのを一億一千六百万円というふうに見込んでおります。

支出のほうでございますが、人件費につきましては、駐車場事業に係る収入、職員の全体の人件費に対する公社全体の事業収入、いわゆる全体の収入に対する駐車場事業の収入の割合で全体の人件費を案分した額というのを目安にしまして、公社からの申請額を審査するというふうに見直してございます。

これによりまして、従来三千万円というふうに見込んでいた人件費を一千万円というふうに、約三分の一というふうに見込んでございます。

あと支出につきましては、施設撤去費に係る引当金と、要は現在、県と公社の間の契約では、最終的に公社が返すときには原状回復をして返すというような契約になってございます。この原状復旧に要する費用を引き当てるとということで、約一千百万円というのを平成二十四年度において見込んでおります。

これは新たに費用として見込んだ部分でございます。

また、諸経費につきまして、人件費の見直しに伴い、一部見直すという形になってございます。

その上で基準となる収入を上回る部分につきましては、公社の営業努力ということで、一種のインセンティブという形で認めるというような考え方に見直してございます。

■ 質問（しもづる）

今、見直しの案についてお答えをいただきましたけれども、従来、人件費を、昨年まで三千万円というところで振っていたところを実態に近い形で一千万円ということで二千万円の縮減をしていただいたところではありますが、その二千万円につきまして、まず、うち一千万円余りがその施設の撤去引当金に充てられたこと、そして全体の収入として昨年度比一千万円の減ということで計上していることから、最終的な県から公社に対する賃貸料、つまり県に入ってくるお金としては、約四千万円が変わらずということで伺っているところなんですけれども、まず一点、収入減で上がっているところ、今年度一億二千七百万円の収入、二十四年度一億一千六百万円、一千万円余りの減として上がっているということ、そしてその規定の台数を超過して貸している分のインセンティブというところをもうちょっと詳しく説明してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

従来公社のほうで区画数に応じて月決め契約をしていたわけですが、時間貸しの機械を活用しまして、要は常に駐車場区画が満杯になっているわけではございませんので、ある程度うまく回すことで区画数よりも動かせるというような営業努力を、これは平成十八年か十九年ぐらいから、彼らの営業努力として行っております。

その部分につきましては、公社の営業努力による増収ということで、インセンティブとして見込むということで、計画としての収入というのは、区画数に応じた収入というふうに見込むというような考え方をしたものでございます。

■ 質問（しもづる）

確認なのですが、インセンティブによる増収というところは、月決め部分が台数として、枠としてあるけれども、常に埋まっているわけじゃないので、平均的にとまっている台数をある程度把握した上で月決めの契約数を上積みしていった増収しているということよろしいんですかね。

□ 答弁（住宅政策室長）

はい、御指摘のとおりでございます。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。

賃貸料が変わらないというのが、何とも残念だなあという思いで見ているんですけども、まず、一点確認したいのが、この県と公社の契約について、ことしの賃貸契約に関して、単年度の契約更新で来ているということ聞いていますが、それでいいのか。

そしてもう一点は、今、駐車場用にアスファルト舗装されているわけですが、県があそこの九号、十号街区の用途を決めて返してくださいねとなったときのアスファルトをはがしたりする原状回復義務の費用負担というのはどこが負担する取り決めになっているのか、この二点を示してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

現状の契約は御指摘のとおり単年度でございます。

また、原状回復につきましては、貸し付け期間が満了し、契約が解除されたときは、貸し付け物件を、この場合は乙と書いてありますが、住宅供給公社が原状に回復をして返還しなければならないというのが契約の内容でございます。

■ 質問（しもづる）

今、単年度契約で、また原状回復費用の負担者は公社のほうであるという答弁でありました。

それでは、あそこの九号、十号街区は、県有財産活用方策においても活用方針未定ということになっているところではありますが、今後、県があそこの九号、十号街区をこのような用地で使いたい。だからもう公社には貸せませんよ、返してくださいということは、少なくとも単年度契約ということ、そして活用未定となっていることにかんがみれば、どの年度でも発生し得るということだと思います。

そこで伺いたいのですが、平成十六年ごろからずっと公社に貸しているわけですが、その間であっても、いつであっても、また今後も、いつのタイミングかわかりませんが、県から原状回復して返してくださいねということは十二分に想定されることだと。

では、今までは、もし県から公社にもう使うから返してくださいということがあったときには、その原状回復費用のお金はどういうふうにして公社は出すつもりだったんですか。

□ 答弁（住宅政策室長）

あくまでも仮定の話にはなりますが、仮に返せというふうになった場合には、契約に基づけば、公社の費用でもって負担をして原状に回復をして返すというのが契約の内容でございます。

■ 質問（しもづる）

であれば、やはりことしから引当金を積んでいくという話ですが、もともと積んでおくべきであったとは言えるのではないかなと、これは指摘しておきたいと思うのですが、次年度から施設撤去の引当金を年一千百万円積むということですが、これは何年間かけて、トータル幾らまで積もうとしているのかについて示してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

公社のほうで公認会計士と相談しながらこの件を検討しているというふうに伺っておりますが、現状ではおおむね五年程度をかけて約五千五百万円程度を積み立てると、引き当てるといふふうに伺っております。

■ 質問（しもづる）

今、五年程度をかけて、年一千百万円程度掛ける五年で五千五百万円程度を積み立てるという答弁がありました。

ただ、先ほど確認しましたように単年度契約で、そして県がいつ用途を決めるかわからないところがあるので、場合によっては来年度の末あたりにもう使うから返してくれということも可能性としてはあるわけですね。

その場合に、積み立てとしては、一年間の一千百万円だけになっていると。しかし、撤去費用としては、恐らくその五千五百万円というのは、これぐらいかかるという見通しで立てているんでしょうから、五千万円かかると。積み立てが足りないと。その場合もちゃんと公社のほうで現状回復費用を出すということでもいいんですね。そこの確認をお願いします。

□ 答弁（住宅政策室長）

返せとなったときにどうするのかというのは、これもある意味仮定の話ですので、その時点でさまざまな検討をする必要があるとは思いますが、現状の契約によれば、公社のほうで負担をして現状回復をして返すというような契約内容になっております。

■ 質問（しもづる）

今は引当金が足りない場合の話をしていただきましたが、今度は逆に、例えば五年間で五千五百万円まで積み立てがあって、その間、県としては今までと同じく用途未定で来ましたと。その後に積み立てが五千五百万円たまった後に県に返してくださいねと。

ただ、現状回復をしようとしたときにいろんな用途があると思うんですね、県のほうの。すべてアスファルトをはがして更地に戻してもらおう。完全な原状回復でその五千万円を使う用途なのか、それとも用途によっては一部だけでいいです、そのままでもいいですと。原状回復しようが、五千五百万円丸々かからない場合も想定されるわけです。

この積立金が余る場合の話をしたんですけども、この積立金というからには、キャッシュとして残っているわけですね、公社のほうに積み立てて。あくまで原状回復に必要な費用だからということで経費として差っ引いて、その差っ引いた額が賃貸料になっていると。もしそれがなければ本来は県に入るべきお金だととらえるんですけども、もし返還のときに積み立てた原状回復費用が残った場合に、この帰属というのはどう考えていますか。

□ 答弁（住宅政策室長）

一般的に引当金というのは、経費の内訳でございますので、すぐさま原状回復しないから県の債権になるというような性格は一般的にはないのかなというふうには思います。

ただ、あくまでもこれも仮定の話でございますが、まず、原状回復しなくていいとか、一部だけすればいいとかという議論がもしあれば、その時点でどうするのかというのを議論する必要があるかと思えます。

ただ、そうは言っても県の公社、県が多額の無利子貸し付けをして支援しているという背景からすれば、その引当金があるということはしっかりと加味した上で議論すべきかというふうには考えます。

■ 質問（しもづる）

ここで二つ指摘したいんですけれども、一つは、原状回復の費用が残った場合の扱いなんですけれども、例えば全面アスファルト舗装で、本来であれば全部はがして、それに五千五百万円かかるということで積み立てているわけですが、県に返還されたときには、県の当初の予定が、例えば半分だけはがして半分はそのまま使うというときに、その時点では半分の二千七、八百万だけが使うわけなんですけれども、その後、県が例えば十年後ぐらいに用途を変えて全部はがしましょうと。それにまた二千七、八百万かかりますとなったときに、本来であれば、もともとは公社が返すときに全部はがして返すべきものであって、しかも今回のこの駐車場の賃貸料の決定のスキームというのは、入ってくる収入からかかる費用を引いた額が県に入ってくるという算出方法を採用している以上、この経費の中に原状回復費用という積立金も入れているわけなんですけれども、使わなかった積立金、そこで使わなかったのであれば、返すときに、将来県が負担する可能性が出てくるお金なわけですから、そこはやはりこういう算定をするんだったら、そしてこの積立金を経費として認めるんだったら、もし余った場合には、県に帰属するという取り決めをやるべきじゃないんですかねということが一点。

そしてもう一点、今、最後の答弁で、県は無利子貸し付けをやっているということで、それはもう重々承知しているわけなんですけれども、やはりどれだけの経営をやったかという責任を明確化する意味では、そこは分けて考えるべきだと思うんですね。

例えば県が無利子貸し付けをやっている、最終的にもう一〇〇%子会社みたいなものだから、合算されて財務諸表で出てくるようなものだという考え方はわかるんですけれども、ただ、それだと経営層の責任ってかなり明確にならないじゃないですか。

例えば同じ経営責任でも一億円の赤字なのか五億円の赤字なのかでは当然問われる経営責任って違ってくるわけで、そこを県がもう百十億円の無利子貸し付けと七十四億円の損失補償をやっている、借金を最終的には県が払うもんなんだから、一体だというような議論は違うと思うんですね。

そこで改めて伺いたいのが、やはり引当金が残った場合、この引当金は、本来であれば県のほうに入ってくるべきお金ですから、この引当金が余った場合の扱いというのを今の時点でちゃんと決めておくべきだと思うんですけれども、県に帰属するという形で、そこについての考えをお聞かせください。

□ 答弁（住宅政策室長）

契約上は、一般的には原状回復をして返すという規約になってございます。

御指摘の点については、かなり仮定の部分が多いかとは思いますが。県の今後の土地の活用方策も全く決まっていない中で、そういう意味では、要は最終的に県が土地の返還を受けるときにきちっとした議論をすべきものかなというふうには考えております。

以上です。

■ 質問（しもづる）

今、仮定の話だという答弁がありましたが、契約というのは、仮定の話も含めてやるべき問題じゃないんですかね。

例えば民間の方々が売買の契約をするなり賃貸の契約をするなりのときに相手が払わなかったらどうしますというのは、当然に契約条項に盛り込んでおくべきことなんですよ。当然に盛り込まれていることだと。契約して売買しますと。でも、あなたのこと信じてるから、別に払わなかったときのことだとかそういうことは一切想定しません。そのときに考えましょうというのでは、私は話にならないんじゃないかなと。

仮定のことだから考えませんというのではなくて、十二分に、仮定は仮定でもこの可能性というのは、〇・一%とか〇・一%とかの問題の話じゃなくて、それなりに想定し得る話であって、これは仮定といえどもちゃんと想定して契約に含めておくべきものだと考えるんですけれども、もう一度見解をお聞かせください。

□ 答弁（住宅政策室長）

原状回復をして返すということを契約とする。その上で原状回復をしなくていいという場合にはどうすべきかということを引きちと議論した上で、最終的に返還の場合に判断すべきかというふうには考えます。その時点でどれだけの原状回復すべき部分が残っているのか等総合的に議論して判断すべきかというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

今まで確認しましたとおり、原状回復費用は全部原状回復するとした場合に五千五百万円費用がかかると。そしてこれの負担義務者は公社のほうであるということまでは確認していますよね。

で、毎年単年度契約で来ているというのも確認済みです。

したがって、公社のほうは、いつ何時県から返せと言われたとしても原状回復費用負担を負うんだというのも確認済みですよ。

であれば、本来であればもう七、八年借りているわけですから、公社の中で積み立てておくべき金額なんですよ、この原状回復費用というのは。それをあえてこれから経費として認めていこうと。この時点でもう県から見たら相当な譲歩だと思いますよ。その分県に入ってくるお金を差引くわけですから。

にもかかわらず、じゃ、余った場合の扱いを考えませんと。本来であれば、もう七年、八年借りているわけですから、既に五千五百万円ちゃんと積み立てておくべき話であって、それをこれから五年間費用計上認めますよというような、もう県から見たら十二分な譲歩をやっているにもかかわらず、そのお金が余ったら、その扱いは後で考えますと。場合によってはもう公社がとってしまうことも可能だというような取り決めでは、到底納得することができないんですね。

実質この引当金の一千百万円を経費として認めるということは、七、八年借りた後の現在において認めるということは、いわばこれは本来今までちゃんと経費計上されているべきもので、いわゆる賃貸料四千万円にプラスして一千百万円経費が減る分、五千百万円として県に入ってくるべきものを、あえて一千百万円を今まで積み立てがなかったから認めてあげましょうと、経費として。そういう仕組みであるにもかかわらず、たまっていって、残ったら、その扱い知らないよというのは、全くのめない議論なんですけれども、そこの取り決めをちゃんとやる気はないんですか。

しかもこの契約というのは、来年度の契約、今までの例に照らせば、三月末にやるという慣例になっていると聞いています。来年の二十四年度の契約はこの三月末にやると。その三月末の契約において、向こう五年間をにらんで引当金を経費計上して、しかも経費として認めて、本来なら県や県民に入ってくるべき賃貸料から差引くことを認めるというのであれば、最低限それが残ったときの扱いというのは今のうちに決めておくべきだと思っるんですが、そのお考えはないですか。

□ 答弁（住宅政策室長）

御指摘の点につきましては、まず、公社の負担で原状回復するというのが、これは契約上の前提だというふうに考えております。契約を解除した時点で、じゃ、原状回復しなくていいということになれば、例えば借地借家法の建物買い取り請求みたいな議論ですとかさまざまな議論があるとは思いますが。

あともう一つが、いわゆる公認会計士と相談している引当金と。何らかの理由であれば返すということであれば、いわゆる通常の引当金とは少し性格が異なってくるのではないかなというふうには考えておりますので、そのあたり、少し公認会計士とも相談したいというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

二点伺いたいんですが、今の答弁に関して。

一点目は、引当金の性格からと言いますが、これはもう県と公社の賃貸契約の取り決めで決めればいい話であって、そこは引当金の性格云々という話ではないと思うんですが、その考えをお示しいただきたいのが一点。

そしてもう一点、アスファルト舗装という有益な設備があるということですね。買い取り請求ということになるかという答弁がありましたけれども、このアスファルトの設備については、たしか十年かけて減価償却かけていますよね。その減価償却費も、あの駐車場の経費として毎年計上している施設整備費の七百万円の中に入っているんじゃないかなと思うんですけれども、ちょっとそこのお聞かせください。

□ 答弁（住宅政策室長）

引当金につきましては、これは要は将来発生が予想される費用について積むと、これは会計規則上そのように規定されてございます。それは、要は使わなかったら返さなきゃいけないというような性格ではなくて、将来発生が予想される費用ということでございますので、そうなったら公認会計士と少し相談する必要があるというふうに考えております。

また、先ほど申しあげました建物買い取り請求というのは、あくまでそういう議論も検討しなければいけない可能性があるということですので、必ず発生するとかそういった趣旨ではございません。

■ 質問（しもづる）

そのアスファルトの買い取り請求という論点があるということは私も存じ上げておまして、今まで減価償却かけてきているということは、残存価格がほぼゼロに近づくということですよ。公社が減価償却に係る経費を計上して、県のほうは今まで毎年、貸し出す際に経費としてかかるんだよということ認めて、本来県に入ってくる、県民に入ってくるべき賃貸料から経費として認めて引いてきたものを、いや、買い取れというのは、いや、それは余りにめちゃくちゃだろうと。そういうことは生じ得ないと思うんですけれども。

あともう一点。その引当金の性格云々と言いますけれども、であれば、契約の中に、引当金相当額が返却時に残った場合、その相当額を返還するといった条項でも何でも入れれば、引当金としての性格云々を抜きにして十二分に可能な話だと思うんですよ。なので、これ以上やると平行線になるから、強く要望するにとどめますけれども、この辺の議論というのは、とにかくことしの契約に間に合うように、公認会計士と打ち合わせをやると言っていましたけれども、もうきょうは終わったら早急にやってもらいたいと、この今年度の三月に結ぶ契約ということですから。その公認会計士との議論の結果というのは、いつぐらいまでにお示しになりますか。

□ 答弁（住宅政策室長）

まずは、今年度契約の際に少し議論したいというふうには考えております。時間的な制約もございしますが、今年度の契約までには一定の議論はしたいというふうには考えております。

■ 質問（しもづる）

一定の議論と言いますが、平成二十四年度の経費で施設撤去引当金というものを一千百万円積もうとしていると。それに基づいて賃貸料も決まっているということですよ。

その一定の議論というものの、一定というのがどこかわからないんですけれども、将来的にこの引当金の帰属がどこになるかわかんないままに、経費として認めなければ本来この一千百万円は県に入ってくるべきお金を、あえて経費として認めて動き出すと。そしたら、将来どうなるかはわかりませんよ、どこの帰属かわかりませんよという議論は、私はあり得ないんじゃないかなと思っているんですね。

この問題については、少しぶり返しになりますが、九月から提起しているので、今、この場ですたしたのであれば、ちょっと間に合わないですよという話にもなるかと思うんですけれども、ちょっと悠長過ぎるといいますか、もし二十四年度の契約に計上するんだらば、ちゃんとそこまで詰めた議論をやるべきだと思うんですけれども、それは不可能なものなんですか。

□ 答弁（住宅政策室長）

本来は原状回復をして県に返すというのは契約の内容でございます。そういう意味では、引当金自体は、要は公社は原状回復義務を負っているというものでございますので、その分の引き当てをするということは、公社の費用としては特段大きな問題はないというふうには考えております。

■ 質問（しもづる）

伺った内容の意図が伝わっていなかったので再度伺うんですけれども、引当金を積むということの話云々の質問ではなくて、引当金を五年間積んでいくというのであれば、今後もしそれが残った場合どうするのかということの取り決めを初年度のうちにやるのが当たり前なんじゃないんですかという話で聞いているんですけれども、先ほど公認会計士と相談して一定のと言いますけれども、残った場合にこうしますよという結論をこの三月末の平成二十四年度契約の時点までに議会に対して示す気はないんですかあるんですかということですか。お願いします。

□ 答弁（住宅政策室長）

公認会計士との議論が行われた上で、契約自体は年度内に結ぶ予定でございます。
議論の結果につきましては、何らかの形でお示ししたいというふうには考えております。

■ 質問（しもづる）

それはいつまでにお示しいただけますか。

□ 答弁（住宅政策室長）

契約までというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

今、契約までという話がありましたけれども、実はこれ、予算に入ってくる部分でありまして、議会で予算を議決するというのは、その前の段階なんですよ。議決した後、いや、本当はこうなんだというようなことをやられても、正直こちらとしても予算の是非について判断しかねるところが出てくるんですよ。じゃ、契約までということは、その予算の議決の後になることも考えられるということですよ。よろしいんでしょうか。

■ 質問（しもづる）

今、求めているのは、いつまでに出すのかということを確認に、この三月末にするのか、三月二十日なのか、そこを明確にさせていただきたいと。それに基づいて、こちらとしてもいろいろ考えるところがあるので、そこを明確にしてほしいという問いです。

□ 答弁（住宅政策室長）

契約年度内に結ぶという予定でございますので、年度内を予定しております。

■ 質問（しもづる）

はい、わかりました。

それでは、その結果をちゃんとお示しいただけますよう三月末までをお願いいたします。

4. 住宅供給公社の経営健全化について

■ 質問（しもづる）

続きまして、最後に三点目、委員長、よろしいでしょうか。

住宅供給公社の全般について、最後の委員会でもありますので、ちょっと伺いたいと思っております。

まず、現状としまして、昨年度末の決算状況ですけれども、単年度赤字が一億九千万円あって、累損が十九億円あるという平成十八年の経営健全化以降もなかなか厳しい状態ではありますと。

経営健全化について、平成十八年に経営健全化計画を策定されているわけでありまして、たしか四ページ、五ページぐらいの概略的な計画なのかなという印象を持っておりまして、現状で累損が十九億円までたまってしまった今は、やはりもっと本腰を、もう入れているんでしょうけれども、さらに公社の経営をどうしていくのかという考えで、もっと精緻な計画につくり直していく必要があるんじゃないかなと思っているんですけれども、この経営健全化計画の改定もしくは進化といったところについて、今のお考えをお聞かせください。

□ 答弁（住宅政策室長）

経営健全化計画につきましては、民間金融機関ですとか住宅金融支援機構ですとか、いろいろな各機関とのいろんな協議の末に平成十八年策定しているものでございます。

そういう意味では、一定のめどがつくまで現状の計画の内容を進めたいというふうに考えております。

■ 質問（しもづる）

この経営健全化計画をもっと精緻にということを上申する理由としては、先ほど申し上げたとおり鹿児島県住宅供給公社は十九億円の累損という状況でありますけれども、この住宅供給公社、全国で厳しい状況が散見されるのもまた事実であるわけですが、例えば昨年秋に、破産を視野にとということでニュースになった神戸市の住宅供給公社、こちらの財務諸表を見ると、債務超過は二十数億円という状況なんですよ。

例えば同じ九州内であれば、平成十六年に特定調停を行った長崎県の住宅供給公社、こちらは最終的には民間も、そして県のほうの債務も一部カットになったわけですが、そのときの県の負担額というのが約二十五億円。平成十八年に穴があかなかつた鹿児島と比べたらその時点で二十五億円の穴があいたわけですが、結果として見れば、長崎のほうは今、債権のほうは十七億円の黒字のほうにありますし、逆に鹿児島のほうは、今、清算したとしたら、少なくとも二十億円税金負担が発生するという厳しい状態であるわけで、やはりそこは、平成十八年時点よりさらに状況は厳しいということ踏まえた計画の改定、見直しを行うべきだと思ふんですけれども、もう一度ちょっとそのあたりのお考え

をお聞かせください。

□ 答弁（住宅政策室長）

まず一つ、神戸市でございますが、神戸市につきましては、たしか二月に清算型民事再生に移るといような報告がなされたというふうに思います。

長崎については、平成十七年に特定調停というようになっておりますが、神戸市につきましては、いわゆる民事再生による、清算型という形で公社はある意味つぶすといような方針が、大きな方針としてそういうことが示されております。

長崎県につきましては、当時負債が約二百五億円ございまして、これを民間金融機関の債権放棄ですとか、県の債権放棄、そういったものを含む特定調停という形でしております。

現状、県におきましては、百十五億円の無利子貸し付けと、あと民間金融機関については、損失補償しているという状態でございます。

こういう中で、そういう意味では、今後、新しい計画の見直しというふうになりますと、どの部分を見直すのかという議論は当然出てくるのかというふうには思います。現状、見直しというよりも早急に分譲資産をなるべく売却して、公社としてある程度身軽になった時点でどういう整理をするのかというのを考えるのが、現実的な考え方かなというふうには考えております。

■ 質問（しもづる）

今、答弁の中で分譲資産の早期売却ということで経営健全化、再建を目指していきたいという旨の答弁があったかと思えます。

今抱えている分譲資産の売却について、促進する策として、昨日の予算議案のときに伺いました地域優良分譲住宅ですか、その利子補給の件を伺ったわけですが、これは反面、利子補給ということで、実質上、購入者からすれば値下げといような効果がありますので、公社の抱える分譲資産を売却を促進する効果がある一方で、分譲を行っているのは公社だけではありませんので、民間の分譲、業者からすると民業圧迫であったり、競争がゆがめられたりするといような効果があるのも事実ではないかと思えます。

そこで、先ほど来ありますとおり、もう平成十八年の経営健全化のときに百十五億円の無利子融資、そして七十四億円の債務保証ということで、いわば公社の最終的に抱えた借金はすべて県民負担になってくるというような状況で、不可分一体の中で、公社の経営健全化、すなわち先ほど答弁にもありました分譲資産の早期売却ということに取り組んでいかなければならない必要性は認める一方で、やはり今、指摘しましたとおり民間の競争をゆがめるといようなところもあるといようなものも考えなければならぬと思えます。

そこで伺いたいのですけれども、例えば先般、長崎県の事例を挙げましたけれども、そちらの事例では、退職済みの方も含めて、ほとんどの当時意思決定にかかわった常任理事が退職金の返納に応じたと

私は聞いているんですけども、将来、経営のより厳しくなった場合において、当時の意思決定にかかわった方々にそういう責任を求める気はないのかというのをなぜ申し上げるかという、今の公社も人件費も恐らくカットされているでしょうし、人もカットされているでしょうし、現役の方々というのは、自分たちがこさえたとも限らない状況の中で、やはり働かざるを得ないわけですよ。それを既に退職した方が、満額退職金をもらって、ぬくぬくと言ったら言い方は悪いですけども、その後始末を現役の方々がやらなきゃいけないというのは、現役の方々もぜひ頑張っていたきたいのはもちろんなんですけれども、やはりそれだけでは均衡を失するんじゃないかなと思うんですね。特に今の公社の経営は大変でしょうから、現場の方々も大変だと思いますし、そこだけに負荷がかかって、もうやめた人は知らん振りというのは違う気がするんですけども、当時の経営悪化に関する意思決定を行った方々に対する退職金並びに給与等の一部返還要求というのを行う気はないのかお示してください。

□ 答弁（住宅政策室長）

松陽台については平成四年ぐらいから開発をしているわけでございますが、当時、県の土地利用計画で、まだ宅地は伸びるといような試算もあったといような状況をかながみれば、責任を問うというよりは、まずは全力で経営健全化をするということが重要なのかなというふうには考えております。

法的な責任という意味で言いますと、そちらを問うのはなかなか難しい、恐らく委員も御理解いただいているかと思いますが、いわゆる法的責任という議論についてはなかなか難しいのかなというふうには考えております。

将来的な話は、また将来多分御議論いただく必要があるかと思いますが、現状では反省すべき点はあるというふうには考えておりますが、当時の土地利用ですとか公社宅地へのニーズ等をかながみますれば、過去の役員の退職金の返還ということは現実的ではないのかなというふうには考えております。

■ 質問（しもづる）

お考えはわかりましたが、やはり現役で現場で頑張っている方からすると、それはちょっと納得いかないんじゃないかなということは意見として申し添えたいと思います。

以上です。